

TRANS-5675

駐留軍の用に供する国有財産処理法案要綱

(目的)

第一 この法律は、日本安全保障條約（以下條約という。）に基づき、同條約第ノ條に掲げる目的を遂行するため、日本国及びその附近に駐留するアメリカ合衆国の軍隊（その構成員、その軍属及びこれらの家族を含む。以下駐留軍という。）の用に供する国有の財産について、その管理及び処分の特例を設けることを目的とする。

(国有の財産の無償貸与)

第二 政府は、條約第ノ條に掲げる目的を遂行するため、国有の財産を駐留軍の用に供する必要があるときは、その用に供する間無償でアメリカ合衆国に貸与することとがなされること。

(損害補償の請求権の放棄)

第三 前條の規定によりアメリカ合衆国に貸与した国有の財産（以下駐留軍使用財産という。）について、駐留軍がこれを使用したことによつて生じた損害については、政府は、当該財産の返還の際その補償を求め又はこれを原状に回復することを、求めない。

いものとする。

(私権設定の制限)

第四 駐留軍使用財産は、駐留軍以外の者がこれに私権を設定しても無効とする。

(貸付契約の解除)

第五 普通財産を駐留軍以外の者に貸し付けた場合において、当該財産を條約第ノ條に掲げる目的を遂行するため駐留軍の用に供する必要があるときは、その契約を解除することとができる。

(事前協定)

第六 国有の財産を駐留軍の用に供しようとするときは、主務大臣は、当該財産を所管する各官各庁の長及び大蔵大臣に協議しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第七 駐留軍の用に供し又は供するものと決定したものに於ける国有の財産の管理及び処分の事務は、大蔵大臣が行うものとする。

但し、特別会計に属するもの及び一時使用若しくは臨時設備の用に供するもの又は国



有財産以外の動産及び権利その他の大蔵大臣がその必要がないと認められたものについてはこの限りでないこと。

第八 特別会計に属する国庫の財産をアメリカ合衆国の駐留軍の用に供することとに決定したときは、当該財産又はその使用料に相当する価額を一般会計から当該特別会計に支拂わなければならないこと。

(施行年月日)

第九 この法律は、條約発効の日から施行する。

(垂詢現狀)

第十 この法律施行の際現に連合国最高司令官の調遣要求又は連合国の軍隊と日本国政府との間に締結された契約に基いて固有の財産を使用しているものは、條約発効の日から九十日を超えない範囲内で返還があるまで、この法律によつて發効したものとみなすこと。

前項の規定は、九十日を超えて使用を継続する必要がある場合に準用すること。